

資料3

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認	2019年	1月17日
東京都作業部会確認	2019年	1月23日

事業名 通信インフラ（データ回線）

案件名 データネットワーク関連業務委託（WAN回線一括1,2）について

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意に基づき、平成31年度に予算計上したテクノロジーのインフラである大会関係者向けLAN設備に係るパラリンピック経費である。 ・経費分担については、大枠の合意に基づき計上された予算の範囲内となっている。 ・発注予定金額は、通信インフラ（データ回線）のV3予算内であることを確認した。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意においては、経費分担に関わらず、組織委員会がテクノロジーのインフラの整備を実施する役割を担っている。 ・組織委員会は、昨年4月、通信サービスパートナー企業と電気通信供給契約を締結し、電気通信パッケージの提供を委託している。本案件は、この契約において、組織委員会に対して提供する電気通信パッケージの一つとして示された「データネットワーク WAN/LANサービス」に含まれる。 ・通信サービスパートナー企業は、電気通信供給契約に基づき、大会用データネットワークの基本設計、要件見直し、詳細設計及び検証業務を実施し、現在はデータセンターの構築業務を行っているところである。 ・本案件は、大会用データネットワークの設計内容に基づき、データセンター、IBC/MPC、GSCC、組織委員会オフィス等を含めた各拠点と各競技会場（以下「各拠点」という）から、大会用データネットワークを利用するため、各拠点間を相互接続するWANサービスの提供を受けるものである。 ・以上より、本案件についても引き続き、組織委員会が一括して執行することが効率的・効果的である。 	

	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・開催都市契約大会運営要件においては、大会のインターネットサービス等の供給を確保することが示されている。 ・大会用データネットワークは、大会時にデータセンター、組織委員会の各拠点、競技会場、大会関係施設等の間を接続する、大会運営の基盤となるネットワークであり、安定的にステークホルダーに提供しなければならない。 ・本案件は、大会用データネットワークを利用するため、各拠点間を相互接続する WAN サービスの提供を受けるものであり、大会運営に必須の業務である。 	開催都市 契約大会 運営要件 TEC03, 04
経費の内容等 が必要性（必要 な内容、機能か など）、効率性 (適正な規模、 単価かなど)、 納得性（類似の ものと比較し て相応かなど） 等の観点から 妥当なもので あること	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・高帯域が必要な拠点については、回線本数を少なくできるよう通信サービスパートナーと協議を実施し、複数拠点を包括してネットワークに組み込むなど、方式を工夫することにより、従来の接続方式を行う場合と比べ、工事費やランニングコストの削減を図っている。 ・各拠点のテストイベントやテクニカルリハーサル等を勘案した上で、通信サービスパートナーと交渉を行い、標準利用期間を適用しないことにより、サービス提供期間が最低限となるよう努めている。 ・回線帯域については、各拠点の機能に応じて必要な帯域を導入するほか、帯域量を、事前に精査し、段階に応じた契約とするなど、仕様が必要最低限になるよう工夫されている。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信供給契約において、組織委員会と通信サービスパートナー企業は、電気通信パッケージの提供に関する、最低価格によるサービスの提供、サービスレベルの維持、平時の事業以上の業務品質によるサービスの提供、要員の要求事項の遵守等について合意をしている。 ・必要帯域やコストの観点から、すべての拠点等を包括して高帯域のネットワークに組み込むのではなく、既存のサービスと組み合わせた契約とすることにより、コストの最適化を図っている。 	

その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	・大会成功に向けて、大会開催都市としての責任を持つ東京都が大枠の合意に基づき確認した結果、本事業の経費を公費で負担することは適切と考えられる。	
--------------------------------	---	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。